

## 平成 30 年度全国職業訓練実施計画の策定に当たっての方針（案）

	平成 29 年度全国職業訓練計画	平成 30 年度計画に向けた議論のためのたたき台
<b>1 公共職業訓練（離職者訓練）</b>		
① 対象者数・就職率目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内訓練：25,500 人（うち日本版デュアルシステム 3,000 人）</li> <li>・委託訓練：129,651 人（うち長期高度人材育成コース 8,380 人、日本版デュアルシステム 11,000 人）</li> <li>・就職率目標：施設内訓練 80%、委託訓練 75%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内訓練：<u>25,000</u> 人（うち日本版デュアルシステム <u>2,500</u> 人）</li> <li>・委託訓練：<u>138,942</u> 人（うち長期高度人材育成コース <u>25,800</u> 人、日本版デュアルシステム 11,000 人）</li> <li>・就職率目標：施設内訓練 80%、委託訓練 75%</li> </ul>
② 訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離職者訓練については、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた支援を実施。</li> <li>・施設内訓練として実施する職業訓練については、民間教育訓練機関では実施できない「ものづくり分野」において実施。</li> <li>・雇用のセーフティーネットとして、母子家庭の母等のひとり親、刑務所出所者、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施。</li> <li>・出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付き訓練コースの設定を推進。</li> <li>・多様な民間教育訓練機関を活用し、育児中の女性等のリ</li> </ul>	左記に加え、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・IT 系以外の職業への就職を希望する者を対象とした、これからの社会人が標準的に装備しておくべき基礎的 IT リテラシーを習得する訓練コースを実施。</li> </ul>

	<p>カレント教育に資する職業訓練を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者を対象として、国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースを新設・拡充し、正社員就職に導くことができる充実した訓練を実施。</li> </ul>	
③ 効果的な訓練実施のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。</li> <li>・訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。</li> <li>・公共職業安定所との連携強化の下、綿密なキャリア・コンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施。</li> <li>・委託訓練については、就職実績に応じ委託費を支給するほか、都道府県労働局、地方公共団体、労使団体等関係機関の協働により、産業界や地域の人材ニーズに即した訓練カリキュラムの開発・検証等を推進することにより、就職率の向上を図る。</li> </ul>	同左
<b>2 公共職業訓練（在職者訓練）</b>		
① 対象者数	・ 59,000 人	・ <u>62,000 人</u>
② 訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業構造の変化、技術進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させるに真に高度な訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施。</li> <li>・民間人材等を活用した在職者訓練を拡充するとともに、</li> </ul>	同左

	<p>全国の能開法第 15 条の 7 第 1 項第 4 号に基づく職業能力開発促進センター等に「生産性向上人材育成支援センター」を設置して、在職者訓練のコーディネーター等を行うことにより、中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援。</p>	
③ 効果的な訓練実施のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の中小企業事業主等の人材ニーズ等を把握した上で、ニーズに即した訓練科、実施方法により、訓練を実施。</li> </ul>	同左
<b>3 公共職業訓練（学卒者訓練）</b>		
① 対象者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5,800 人（うち専門課程 4,000 人（うち日本版デュアルシステム 300 人）、応用課程 1,700 人、普通課程 100 人）</li> </ul>	同左
② 訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ものづくり現場の戦力となる高度な実践技能者を育成するための訓練を実施。</li> </ul>	同左
③ 効果的な訓練実施のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。</li> <li>・訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。</li> </ul>	同左
<b>4 公共職業訓練（障害者訓練）</b>		
① 対象者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8,510 人（うち委託訓練 5,530 人）</li> <li>・就職率目標：施設内訓練 65%、委託訓練 55%</li> </ul>	同左

② 訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者を始めとする職業訓練上特別な支援を要する障害者を障害者職業能力開発校において重点的に受け入れる。</li> <li>・実践能力習得訓練コースの定員の重点化を踏まえて、精神障害者向けの訓練コース設定を促進しつつ、民間企業等に委託する訓練では、特に法定雇用率が未達成である企業や、障害者の雇用の経験の乏しい企業等を開拓する。</li> </ul>	<p>左記に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の職業能力開発校において、精神障害者等の受入体制の強化を図る2年間のモデル事業を実施する（11校を選定）。</li> </ul>
③ 効果的な訓練実施のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科を見直す。</li> <li>・訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。</li> <li>・「職業能力開発施設における障害者職業訓練の在り方について」（障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会報告書）の実現に向けた取組を推進する。</li> </ul>	同左
<b>5 求職者支援訓練</b>		
① 訓練規模・就職率目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>39,654</u>人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模<u>63,950</u>人を上限とする。</li> <li>・雇用保険適用就職率目標：基礎コース55%、実践コース60%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>38,900</u>人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模<u>68,180</u>人を上限とする。</li> <li>・雇用保険適用就職率目標：基礎コース55%、実践コース60%</li> </ul>
② 基礎と実践の割合	基礎コース 50%程度      ・ 実践コース 50%程度	同左

<p>③実践コースの重点（全国共通分野）</p>	<p>実践コース 訓練認定規模の50%  うち全国共通分野  介護系  医療事務系  情報系</p> <p>3分野の割合は、地域の実情に応じて次の範囲で設定。  【下限】介護：20%程度、医療事務：5%程度、情報：5%程度</p>	<p>同左</p>
<p>④新規参入の上限</p>	<p>基礎コース 上限値 20%  実践コース 上限値 20%</p> <p>※新規枠は必ず設定し、かつ、上に掲げた値を超えてはならないが、ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で、新規枠へ振り替えることも可能とする。</p>	<p>同左</p>
<p>⑤地域ニーズ枠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎又は実践コースで少なくとも1訓練コース分を設定</li> <li>・特定の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域について設定</li> <li>・都道府県の訓練認定規模の10%以内</li> </ul>	<p>同左</p>
<p>⑥その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災の被災者、未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努める。</li> </ul>	<p>同左</p>